

## 通常過誤

過誤申立をすることで、既に審査が終了している実績を取下げます。  
当該報酬分は同一審査月の報酬から減額します。

例：2月利用分について、算定不可のサービス50,000円分を請求していたため、  
5月審査で実績の取下げをする場合

通常過誤申立： 2月利用分介護報酬 50,000円（算定不可サービス分）  
事業者請求： 4月利用分介護報酬 300,000円

